

# 環境農林水産常任委員会会議録

平成23年2月8日

場 所 第4委員会室

平成23年2月8日（火曜日）

午前10時0分開会

議 員 松 田 勝 則  
議 員 前 屋 敷 恵 美

会議に付託された議案等

○環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査

○その他報告事項

- ・高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う環境森林部の対応状況について
- ・新燃岳噴火活動に伴う環境森林部の対応状況について
- ・本県における高病原性鳥インフルエンザの発生について
- ・新燃岳の火山活動による農作物等の被害状況について
- ・新燃岳の火山活動に伴う災害対策事業について

出席委員（9人）

委 員 長	十 屋 幸 平
副 委 員 長	河 野 安 幸
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	福 田 作 弥
委 員	星 原 透
委 員	権 藤 梅 義
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	高 橋 透
委 員	岩 下 斌 彦

欠席委員（なし）

委員外議員（7人）

議 員	萩 原 耕 三
議 員	丸 山 裕 次 郎
議 員	横 田 照 夫
議 員	黒 木 正 一
議 員	水 間 篤 典

説明のため出席した者

環境森林部

環 境 森 林 部 長	吉 瀬 和 明
環 境 森 林 部 次 長 ( 総 括 )	豊 島 美 敏
環 境 森 林 部 次 長 ( 技 術 担 当 )	黒 木 由 典
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	金 丸 政 保
計 画 指 導 監	佐 藤 浩 一
環 境 管 理 課 長	橋 本 江 里 子
循 環 社 会 推 進 課 長	福 田 裕 幸
自 然 環 境 課 長	森 房 光
森 林 整 備 課 長	河 野 憲 二
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	徳 永 三 夫
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	小 林 重 善
工 事 検 査 監	水 垂 信 一

農政水産部

農 政 水 産 部 長	高 島 俊 一
農 政 水 産 部 次 長 ( 総 括 )	緒 方 哲
農 政 水 産 部 次 長 ( 水 産 担 当 )	関 屋 朝 裕
農 政 企 画 課 長	上 杉 和 貴
ブ ラ ン ド ・ 流 通 対 策 室 長	加 勇 田 誠
地 域 農 業 推 進 課 長	山 之 内 稔
連 携 推 進 室 長	山 内 年
営 農 支 援 課 長	井 上 裕 一
消 費 安 全 企 画 監	工 藤 明 也
農 産 園 芸 課 長	郡 司 行 敏
畜 産 課 長	児 玉 州 男
家 畜 防 疫 対 策 監	岩 崎 充 祐

農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須司

---

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

---

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時2分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本日は、高病原性鳥インフルエンザ及び新燃岳噴火活動への対応状況等について執行部の報告を求めたいと思います。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお問い合わせいたします。それではよろしくお問い合わせいたします。

○吉瀬環境森林部長 環境森林部です。よろし

くお願いします。座って説明させていただきます。

お手元に配付しております委員会資料で御説明いたしますが、本日は、高病原性鳥インフルエンザ発生と新燃岳噴火に伴います環境森林部の対応状況について御報告いたします。

まず、高病原性鳥インフルエンザについてでございますが、2月2日に西都市でハヤブサ1羽の死骸から、簡易検査で鳥インフルエンザの陽性反応が確認されたところでございます。また、2月1日に延岡市の北川町で回収されましたオシドリ1羽についても、簡易検査では陰性を確認したところですが、その後の遺伝子検査でH5亜型のウイルスであることが確認されたところでございます。このため、環境森林部といたしましては、死亡野鳥回収現場の周囲10キロメートルの区域を中心に、野鳥の監視体制をさらに強化するとともに、関係機関と連携いたしまして、養鶏業者等への防疫体制のさらなる強化について周知徹底したところでございます。

次に、新燃岳についてでございますが、1月26日以降、活動が活発化しておりまして、爆発的噴火を繰り返しておるところでございますが、火山灰などによる人体や環境への影響はもちろんでございますけれども、産業への影響等も懸念されているところでございます。現在、県内で16カ所の大気汚染監視測定局で24時間体制によりまして対応しているところでございますが、これまで新燃岳の風下であります都城市及び日南市の測定局で、大気中の火山灰など100分の1ミリ以下の極めて小さな物質——これを浮遊粒子状物質というわけでございますけれども、肺や気管等に沈着しますと呼吸器等に影響を及ぼすというふうに言われておりますが——この浮遊粒子状物質の濃度の上昇は確認されています

けれども、注意報を発令するような高濃度は観測されておりません。昨年の口蹄疫被害に引き続きまして、鳥インフルエンザの発生あるいは新燃岳の噴火によりまして、県民の生活・経済への影響が大変心配されるところでございますが、環境森林部といたしましても、職員一丸となって全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも委員の皆様のご理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては環境森林課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○金丸環境森林課長** それでは、常任委員会資料の1ページをお願いいたします。高病原性鳥インフルエンザについてでございます。

まず、野鳥対策であります。これまでの検査の状況を①に記載しておりますが、このうち2件の陽性反応が確認されております。

②をごらんいただきたいと思います。まず1例目でございます。西都市で回収されましたハヤブサにつきまして、2月2日に陽性反応が確認されております。詳細検査のため、2月3日に鳥取大学へ検体を送付してございまして、2月10日ごろにその結果が判明することとなっております。2例目につきましては、延岡市北川町で回収されましたオシドリでございまして、2月1日に実施いたしました簡易検査では陰性でありましたが、ウイルス分離を実施いたしましたところ、A型インフルエンザウイルスが分離されたものであります。このため、遺伝子検査を実施いたしましたところ、2月5日にH5亜型のウイルスであることが確認されております。なお、このオシドリにつきましては、延岡市北川町で発生いたしました鳥インフルエンザ、これは5例目の1月28日に発生した分でございます

ですが、その養鶏場から50メートルの地点で回収されたものでございます。2月5日に検体を鳥取大学へ送付いたしてございまして、2月14日ごろ結果が判明することとなっております。

③の対応でございます。1例目につきましては、西都市と連携いたしまして、現場付近への立ち入り自粛、死亡野鳥の狩り場だったと推測される東原調整池への車両進入路の消毒を実施いたしてございます。また、死亡野鳥回収現場の周囲10キロの区域につきまして監視体制を強化するとともに、養鶏業者等に対しまして、防疫体制の強化につきまして周知徹底をいたしてございます。2例目につきましては、日本野鳥の会や延岡市と合同でオシドリの生息環境等の調査を実施するとともに、五ヶ瀬川流域における野鳥のふん便採取調査を環境省に要請したところでございます。

続きまして、埋却地周辺における地下水調査、悪臭調査についてでございます。1例目では鶏ふんが、2例目以降は鶏と鶏ふんが埋却処分となっておりますので、埋却地周辺の地下水調査を行うよう関係の市と町に要請をいたしてございます。今後、口蹄疫と同様に、埋却地周辺の地下水調査及び悪臭調査について検討を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをお願いいたします。新燃岳噴火活動についてでございます。

まず、大気汚染についてであります。火山灰等の浮遊粒子状物質（SPM）につきましては県内15カ所で、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）については県内17カ所で測定を行っておりますが、加えまして、高原町の避難施設「ほほえみ館」に移動測定車を設置いたしまして、2月1日から測定を行っております。これまで、新燃岳の風下になっております都城市、日南市でこれらの物質

の濃度の上昇が観測されておりますが、注意報を発令するような高濃度には至っておりません。その下の米印に書いておりますが、噴火開始以降の最高濃度が、SPMにつきましては1.1ミリグラム、SO<sub>2</sub>につきましては0.085ppmでございます。その下に記載しております注意報基準、SPM2ミリグラム、SO<sub>2</sub>0.2ppmのそれぞれ半分程度の数値となっております。

次に、(2)水質についてでございます。降灰の多い都城地区、日南地区におきまして河川水の調査を実施いたしておりますが、影響は確認されております。

次に、(3)林業関係施設の被災状況等についてでございます。原木シイタケにつきまして、都城市、高原町、小林市、日南市で総額1,026万7,000円の被害を受けております。このため、県では、林業普及指導員が巡回をいたしまして、被災したシイタケと被災していないシイタケとの分別徹底など、降灰対策を呼びかけますとともに、相談窓口を設置いたしまして、その旨を県庁ホームページで周知いたしております。また、ふるさと林道皇子原・夷守台線が通行どめとなっております。

(4)林野火災についてでございます。これまで噴火活動に伴う林野火災は発生いたしておりませんが、今後も懸念されるところでございますので、関係出先機関において体制の整備を行っているところでございます。

(5)県営工事等への影響でございます。立入規制区域内(おおむね4キロ以内)の工事等につきまして、県民の森施設整備2件など計5件につきまして中止にしております。

(6)ひなもり台県民ふれあいの森についてでございます。直径1センチから3センチ程度の噴石まじりの降灰が2センチ程度積もってお

りますので、1月28日から閉園としているところでございます。

説明は以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。委員の皆様からの質疑を受けたいと思います。

○福田委員 今、野鳥対策について説明を受けただんですが、前回の委員会でもお聞きしましたが、これは死亡野鳥あるいはふん等についてのチェック、検査をやっておるわけですし、もう一步進めて、関係法規がどうあるか私は存じませんが、生息している渡り鳥や野鳥の捕獲検査まで踏み込んでみる必要があるのではないかと、こういうふうに感じます。どこのセクションがそれを担当するか私もよくわからないんですが、とにかく宮崎県は、中部沿海地帯は雪が降りませんで、大河川がいっぱいあるんです。そこは完全に今禁猟区になっておりまして、従前のように狩猟ができませんから、物すごい渡り鳥、野鳥が生息しています。その周辺一帯がほとんど今回の鳥インフルエンザでやられてしまった。言うなれば宮崎県の二大養鶏基地の一つが完全に絶滅するような状況下に置かれているんです。でありますから、疑われるとか、推察できるとか、いろんなことを報告受けますが、私は、死亡野鳥からさらに進んで、今生息している生きた鳥を捕獲して検査する必要があると思いますが、何か問題点があってそういうことはできないのかどうかちょっと聞いてみたい。

○森自然環境課長 鳥インフルエンザが平成19年に宮崎県で起きた際には、ふん便調査、それから生体の調査も実施しているところでございます。これは環境省によって実施されております。しかしながら、平成19年以降、環境省におきましては、ふん便調査で十分ウイルスが分離できるということ、あるいは捕獲に当たっての

防疫措置を徹底する必要があるということから、これまで環境省では実施していないというふう聞いております。防疫とか消毒の徹底とか、発生地点の立入禁止を徹底することが重要だというふうに思っております。今回のように死亡野鳥から鳥インフルエンザウイルスが分離されたということは重く受けとめているところでございますけれども、どの野鳥からウイルスが感染しているのか、それから、野鳥をむやみに追い回しますと感染している野鳥が拡散していくおそれもあるということから、環境省としては、今後も生体については今のところやるつもりはないというふうに伺っております。

**○福田委員** そういう消極的な姿勢だからだめだと私は思うんです。現行法ではそうかもしれません。しかし、これだけ宮崎県が口蹄疫に続いて鳥インフルでやられている状況を見ますと、追っかけ回すと、それは部分的ですから、河川ごとに河口に生息している鳥を捕獲して検査するわけですから、そんなに私は自然保護に反するものじゃないと思います。でないと本県の主幹産業をだめにしてしまうんです。そこまで踏み込んで。極めて消極的ですね、死んだ野鳥あるいはふんを採取してと。これじゃ、鶏産業に携わっている皆さんは救われなと思います。ぜひ国に対してももう少し積極的な検査体制がとれるように、宮崎県は被害県ですから、皆さん方が思い切って申し入れをすべきだと思います。私は農業団体におりまして、県の対策はぬるいと、だめだと言われるんです。私は議員をしていますから、本当につらいですよ。この検査対策なんかについても、河川ごとに捕獲してやれば簡単にできるんですから。禁猟区にした河口にはいっぱいいたむろしています。1羽、2羽でいいんじゃないですか。ひとつその辺をしっかり

り対応いただくように強く要望いたしたいと思いますが、部長いかがですか。

**○吉瀬環境森林部長** 環境省といたしましては、今現在、一ツ瀬流域でのふん便調査をやっていますけれども、今回五ヶ瀬川のほうでもふん便調査を実施していただくように今県のほうからも要請しております。生息している鳥をつかまえるのが早いのか、ふん便で調査するのが早いのか、いろいろありますけれども、現在のところ環境省は、ふん便調査でもって生息している野鳥の状況はわかるということでそれを進めておりますが、本県の状況が状況ですので、議員のお考えはお伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

**○福田委員** どうぞよろしくお願ひしておきます。

**○榎藤委員** 鳥取とか、出水のツルとか、1カ月以上前にその情報が入ったわけですね。今のお話と連動する部分があるんですが、死亡野鳥という話ですけれども、野鳥は抵抗力が強いんじゃないかと。そういうふうに考えた場合には、こんなに県内で散発的にあちこち、同時じゃないけれども、発生しておるといのは、本当に県内の道路網とかそういうので伝播したのかなと、私は個人的にそういう疑問を持っております。したがって、野鳥そのものには抵抗力があつて、野鳥が死ぬまでに相当菌をまき散らしているんじゃないかと。学説とかいろいろあるでしょうが、しかし、そういう仮説を立ててやらわれないと、宮崎でブロイラーであれ鶏卵であれこれだけの生産団地を構成しながら、これがわからなければ事業を存続する人は減ってくるんじゃないかと。何年置きかにこういうことが起これば。そういう意味では、生息がいいのかふん便調査がいいのかわかりませんが、

今回あちこちで、時間帯としては少しタイムラグがあるにしても発生している状況というのは、1カ所の養鶏場の菌が伝播したんじゃないかと、かなり汚染が進んでいるんじゃないか。そういうものを裏づけるための調査みたいなことをある程度やっていかないと、私は、宮崎県の畜産だって養鶏その他鶏関係だって、清潔さとかそういうものについては全国に比べて標準だというふうにするんです。口蹄疫が出た後ですから、それ以上に注意を払っていると思うんです。そういう中でこういう現実というのがあるわけです。やはり前回も原因がわからんと、野鳥なのかネズミなのかあるいはその他なのかということだったんですが、今度もこんな腰の入れ方は、これだけ94万羽も出ながら、わからんわからんで、そういうことを懸念しております。最初の原因は何なのかというためには、ずっとさかのぼっていけばある程度ものは出てくるのではないかと。頭のいい学者とかデータを持った方がたくさんいらっしゃるわけですから、先ほどの意見と同じように、今回の場合はわからんで終わったらいかんと、そういう気持ちで国との協議その他もよろしくお願ひしたいというふうに思います。部長のほうで少しでも答弁してもらえれば。端的な質問としては、学説的にそういうものはないんだろうかと。例えば、野鳥が強くて、ふんの分析とかしたら、結構各地に広がっていたんですよというようなものがあるんじゃないかと思うんですが、国との協議を含めてお答えをいただければと思います。

**○森自然環境課長** ふん等の話についてですけども、19年以降、加江田川溪谷で年4回のふん便調査をしております。20検体、約100個のふん便をとりまして国のほうで調査していただい

ておりますが、これまでそのふん便からは鳥インフルエンザウイルスは分離されていないという報告でございます。ただ、委員がおっしゃったように、カモ類につきましては非常に抵抗性が強いということで、感染しても発症しないということも聞いております。また、乾いた状態では鳥インフルエンザは死滅するらしいんですが、湿った状態では1週間から2週間その菌が生きていたという調べもあるようでございます。その辺を踏まえまして、今回、北川町の場合、発生農家と非常に近いところでオシドリが死んでおりますので、専門家と地元の市町と一緒にになって、オシドリの生息状況がどうか、あるいはカモ類と接触しているような状況はあるのか、それから、オシドリが感染しているわけですが、オシドリと養鶏場を結ぶものが何であるのか、こういったことも今調査をしているところでございます。その結果を踏まえて、国のほうでも防疫の体制を整備していただくなり、もっと深く原因を追求していただくなり、お願ひをしていきたいというふうに思っております。

**○徳重委員** ハヤブサやオシドリという想定がされているようですが、カラスは鳥インフルに強いんですか、どうなんですか。

**○森自然環境課長** カラスも、感染に弱い鳥33種類のうちの1種類になっております。

**○徳重委員** 弱いほうということであれば、県内で今回はまだ見つかっていないと思うんですが、死骸等見つかった経緯があるんですか。

**○森自然環境課長** 委員会資料の①の死亡野鳥の検査についてということで、死亡野鳥報告が207件、264羽ございますが、このうちにカラスが56羽という報告が来ておまして、カラス類についてはすべて陰性という報告を受けております。

○徳重委員 学説というか学者の調査の結果、先ほど権藤委員からも言われましたけど、ネズミというような話があるんですね。私も新聞の資料を2～3持っているんですが、カラスが食材やごみをあさって、それにネズミ、イタチ、そういったものが来て、そこで感染してしまって鳥の中に入っていくケースが多いんじゃないかという言い方をされる学者もたくさんいらっしゃいます。新聞にも出ております。今回の養鶏場は、立派な養鶏場で、網もしっかり張ってあったのになぜ入ったのか。鳥が入る要素はなかったとも言われております。下から潜って、あるいは小さい穴から入っていったとなれば、ネズミという考え方も確率が高いんじゃないかと思ったものですから、カラスがそういった形で食材等をあさって、もちろんネズミも食べに来るでしょう、そういったことから入っていったんじゃないかと。そのネズミ対策も非常に大事じゃないかということをおっしゃるものから。カラスが非常に多いわけですから、それは皆様御承知のとおりですから、その検査も徹底的なものをしていただかないといけないのかなと。確かにハヤブサあるいはオシドリが感染していたということであるかもしれませんが、一般的に多いのはカラスかなと思いましたが、そのことについてどう考えるのか、ちょっと……。

○森自然環境課長 先ほど権藤委員のほうにもお答えしたんですけれども、死亡野鳥から発生農場への因果関係、何が原因しているのか、徳重委員がおっしゃるようにカラスなのかネズミなのか、その辺が我々もまだ特定できておりませんし、これは農場、農場で違うのではないかとこのように思っております、これだということをおっしゃっていただく必要があるのではないかと

と思っております。今回のケースの場合には、現地調査を踏まえまして、それが何であるのかもしわかれば、その辺を究明していきたいというふうに思っております。

○徳重委員 2例目で、ここに書いてあるんですが、五ヶ瀬川流域における野鳥のふん便調査実施を環境省に要請をしているということですね。先ほど福田委員がおっしゃったように、宮崎県は、畜産県、特に養鶏も全国1位、2位というような大団地を持っているわけですから、国に任せるのではなく、みずから積極的な調査・検討をする、みずから原因究明するという姿勢がどうも見えない。もう何回も起こっていますね、鳥インフルについては。そのことを強く要請して、県が率先垂範と、日本の鳥インフルはうちが解明するぞというぐらいの意気込みを持ってほしい。そのことを強くお願いをしておきたいと思っております。

○星原委員 まず、鳥インフルエンザなんですが、説明を聞きながら、宮崎県で、ほかの県と違って11例まで出てきたということでもありますから、そういうことを考えると、原因は渡り鳥だということは決まっているわけですね。先ほど福田委員が言われたように、いろんな渡り鳥が来ている地域の中でどういう状況が起きているか、要するに野鳥というのはウイルスに強いということもある程度証明されているわけですから、死んだやつだけじゃなくて、今言われたように生きたもの、そこまで踏み込まないといけないんじゃないか。いっぱい飛来している地点で何か所かそういうこともやるべきじゃないかということ、特に5例目のところは、発生地点から50メートルぐらいのところだということですから、やっぱりその辺だと思うんです。今、道路等は消毒しているという話を聞いたんです

が、仮にふんだとすれば、道路に落ちているのはできるわけですが、葉っぱについていたり、いろんなところについていますよね。農業用のリモコンヘリみたいなので空中から周辺を消毒する液を噴霧していくような形も考えられないのかなというふうに思うんです。道路だけだと言ったり来たりする車が通るところだけの幅になりますから、それ以外の草とか葉っぱに落ちているものもあるかもわからんわけです。前に口蹄疫のときに、えびのでそういうのを使ってやったという話もありますから、人家があるところじゃなかなかなかもかもしれませんが、そういう方法で消毒というか防疫する方法も一方で考えるときに来ているんじゃないかなという気がするんですが、そういう対応というか考えはないものですか。

**○森自然環境課長** 私ども今までそういう情報は聞いておりませんし、そういう手法に効果があるというのもわかっておりませんので、その辺は国とも協議をさせていただきたいというふうに思っています。

**○星原委員** いろんな方面から考えられるあらゆることもやっていかないと、我々も養鶏農家の人たちの話を聞くと、やるべきことはやっているのに、毎日朝起きるたびに不安で、精神的なもので疲れているということもあります。その辺も、今までやっていたんじゃないかと、新たなこともどこかに発想の転換をしていただいて、考えられるべきことをいろいろやるべきじゃないかなというふうに思いますので、そちらのほうはそのようにお願いします。

新燃岳のSPMあるいはSO<sub>2</sub>の検査箇所があって、その検査場所ではこの数値だということなんですが、私は地元において、大型トラックとか車が飛ばして飛んだときに吹きまくって

る微粒子ですね、どの量ぐらいのときに基準の2ミリとか0.2ミリを超える数値になるという粉じんの量がわかるようなことになると、これは気をつけにやいかんと。測定場所だけの問題で判断されていますが、現実にその地域で、粉じんが舞っているもので、このぐらいだと2ミリを超えるとか、0.2ミリなんだというのがある程度わかっていないと、今みんなマスクをしたりいろいろしているんですけど、大丈夫ですということでも言われても、本当にそれで大丈夫なのかと、地元においてそういう考えがあるんです。ほほえみ館には移動測定車があるという話もあるわけです。宮崎県になればどこかほかの県からでもそういう形で、簡易に、地域に住んでいる人たちに、これぐらいの粉じんが舞っているときはこれぐらいだから気をつけてもらわにやいかんですよと、そういう注意でないと、こういうので安心していて本当にいいのかどうかというのは疑問に思うんですが、その辺はどうなんですか。

**○橋本環境管理課長** SPMにつきましては、先ほど御説明いたしましたように、1ミリの100分の1以下ということでございますので、目には見えない程度のものだと思うんです。今、委員のほうでお話のございました、目に見える、かなり舞っている粉じんというのはそれより大きい、粒としては大きいものであると思います。そういったものが住民の方々、地域の方々には非常に御心配されると思いますし、そのためにマスクなど使用されていると思っております。先ほど申しましたように目に見えない程度のものでございまして、感覚的にどれぐらい舞っていればこれという御説明はしづらいところではございますが、おっしゃいますように、今、ほほえみ館のところには移動待機測定

車を持ってきまして測定しているところがございますが、ほかの地点におきまして、例えば高原町の他の地点とかそういったところでも何とかしてできないか、なるべく多くの測定箇所できないかということは、私ども今知恵を絞っているところがございますので、もうしばらくお待ちいただけたらと思っております。

**○星原委員** この噴火は3カ月ぐらい続くかもしれない、半年続くかもしれない。300年前だったら1年半だったと。いつまで続くかわからんわけですね。そうすると、自然に我々空中から吸収する分が、1～2カ月はそうでもないかもしれない。これが半年続いたときあるいは1年続いたときとなると、微粒子であっても影響が出るんじゃないかという気がするものですから、期間的なものとかの判断もしてもらわなきゃかんし、あるいは地域に行つてある程度、そういうことで安心できるのであれば安心してとか、あるいはマスクの着用は絶対してもらわんとこういうことが起こり得る可能性ありますよとか、そういうことあたりの注意喚起もしていただきたいというふうに思います。

それから、2番で水質についてのことで、現在は水質を調査されているということなのですが、今、雨が降っていないので、全体に降ったものが河川なんか流れ込んでいないから、量が少なくて、河川の水が今流れているところに落ちた分の灰の量で多分大丈夫だというふうに思うんです。これから雨が降って、山とか野原とか、田んぼ・畑とか、家からも、全体のが流れ込んでいったときに、水質調査のその辺のところをびしっとやっていたかかないといかんのかなというふうに思います。今、雨が降っていませんからわからんわけで、これから雨が降ってそういう状況になったときの調査の仕方等も

今のうちに検討、研究して欲しいというふうに思いますので、その辺についても何かあれば。

**○橋本環境管理課長** 水質の調査につきましては、資料にありますように、都城地区におきましては6地点、日南地区におきましては1地点で現在のところは調査をしております。ただいま委員のほうから御説明ありましたように、やはり河川に灰が流れ込んだときの影響のほうが大きいと私どもも考えておまして、今後雨が降ると予測されるときには、まず準備をいたしまして、雨の直後に採水検査をしてみたいと思っております。それをできればずっと今後も必要の都度やっていきたいというふうに考えているところがございます。

**○緒嶋委員** 鶏舎で死んだ鶏は産業廃棄物ですか。

**○福田循環社会推進課長** 死んだ鶏は、通常の養鶏であれば産業廃棄物に該当します。

**○緒嶋委員** その処理はどうされておりますか。

**○福田循環社会推進課長** 今回の鳥フルに……。これは鳥インフルエンザにかかっておりますので、家畜伝染病予防法という法律の法の網がかかって、その法律に基づいて処理をされております。

**○緒嶋委員** それは具体的にどういうふうに処理されておりますかということです。

**○福田循環社会推進課長** ウイルスに感染した鶏ということでございますか。

**○緒嶋委員** 病気にかかっておるかかかっておらんかということじゃなく、死んだ鶏は産業廃棄物と言われたが、それはどういうふうに後は処理されておるかということ。

**○福田循環社会推進課長** 通常の例でいきますと、死鳥の運搬業者が運んで施設に持っていつ

て焼却処分なり何なりをしているというふうに聞いております。

**○緒嶋委員** 中には、その運搬の過程が、鳥インフルが蔓延する要因になっておるんじゃないかという指摘もあるわけです。鳥フルにかかっているかかかっていないかというときにも死んでおる鶏がおるわけです。その処理がうまくいかんことで、この前、飼料運搬車が口蹄疫を広めたんじゃないかと言われるのと同じように、回収する中で鳥インフルを広めたんじゃないかという懸念を持っておられるわけです。死んだ鶏を回収する段階で回収業者と農家の人が——何万羽という鶏を飼っておるところは毎日1羽、2羽死ぬわけですね。それが最初に鳥インフルにかかっておったかもわからん。それは検体に出さなきゃわからん。回収することで逆に鳥インフルを広める要因になるんじゃないかという懸念がかなり高いわけです。特に15例中11例が宮崎県、そこ辺を含めた場合には、何かの原因があるからこれだけ広がるわけですから、徹底的に懸念のあるものをつぶしていかなければ宮崎県は防ぐことはできない。そこ辺を徹底してやらんと大変なことになると。それこそモグラたたきと言われておりますが、たたいてもたたいてもどこかから出てくるというおそれがあるので、そこまで慎重に消毒ポイントも含め、回収業者の車の移動も含め、また養鶏農家の対応も含めて、徹底してやらなければ、15例中11例が宮崎県であるということは、何かの原因があるからこれだけ広がる。そのことで県の職員の皆さん、地域の皆さんもみんなが苦労しておるわけです。だから、その原因を追求する、そこから徹底的にやらなければ防ぎようがないんじゃないか。言われたとおり、生きた鳥も徹底的に調べてみる。それぐらいの姿勢を持ってやらん

と、環境省と相談してなんていうことじゃなくて、やれることは何でもやると、それを前提でやらなければこれは防げないという気がするんですが、そのあたりはどうですかね、部長。もうちょっと積極的に動く必要があると私は思います。

**○吉瀬環境森林部長** 養鶏場で死亡した鶏につきましては、先ほど課長が説明しましたように、回収業者が焼却場等に持っていつているというのが通常なんですけれども、鳥インフルエンザが出ましたら、移動制限がかかりますので、通常の殺処分と同様にその中に処理されると。ですから、おっしゃるようにそういうのが発令されたらそういう形になるわけですが、そういう際の話も確かにあるということで、回収業者、産廃業者につきましても、県のほうでそれぞれの業者に業界等を通じまして指導はしているところがございますが、おっしゃるような心配もありますので、さらに指導を徹底していきたいというふうに思っております。

**○徳重委員** 先ほど星原委員からも言われたんですが、地下水の問題です。河川に流れた地下水は一遍ずっと流れていくし、それなりの調査をされて数値も出てくるでしょう。しかし、降灰量というのはすごいものですね。畑や田んぼにはすごい量が降っているわけですから、これが地下浸透することは間違いないわけで、これはそのまま残っていくわけです。どういう成分かよくわかりませんが、そのことからいって地下水汚染というのは当然考えられると。だから、河川だけの調査じゃなくて地下水の調査もぜひ徹底していただかなければ、例の口蹄疫の地下水汚染を心配しているということでありましたが、特に西諸、北諸の一部、降灰量の多いところは農業地帯で農家が多いわけですから、畜産

地帯ですから、そういったことを考えると、地下水を利用している農家というのも非常に多いわけですね。これもやっていただかないと、河川だけ調査したというのでは片手落ちだと思っていますので、そこ辺もしっかりとポイントをつかまえてやってほしいとお願いしておきたいと思っています。

○橋本環境管理課長 地下水につきましては、河川等と同様に常時監視というものをやっております。都城盆地におきましては、特にそれ以外で地下水の調査をかなり幅広くやっているとところもございます。そういう中で地下水に変化が出ました場合は把握ができると思っておりますが、それによりましてもし異状が確認された場合は、その地点につきましては詳細調査等を行っていくこととなろうというふうに考えているところでございます。

○星原委員 今、徳重委員から出た地下水のことなんですが、今、降っている量が、多いところで10センチとかそれ以上のところもあるし、3センチ、5センチあるんです。今聞いていて思ったんですが、あれを研究はできんのですか。雨を降らした状況でどういようなものがどれぐらいの形で浸透していくのか、どういったものが出てくるのか、あるいはそれが人体に影響があるものか、作物の生育に影響があるものなのか、そういうのを、雨が降った後の地下水が流れ込んだ後を検査じゃなくて、今の時点の量とあれで前もってそういう検査をして、3センチぐらいまではいいけど、5センチ以上降ったらこういう危険度があるとか何とかを事前に把握する。1メートルなら1メートルの上に降ったものが、雨を降らして、水を流して、浸透していく中でどれぐらいの感じが出るものか、そういう実験というものはできんものですか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員のほうから御提案のありましたことにつきましては、今後研究機関等と相談をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○河野副委員長 鳥獣保護法はわかりますけれども、禁猟区は県で決められるわけなんではないですか。禁猟区がない県もあるそうですね。

○森自然環境課長 第10次宮崎県鳥獣保護計画というのをつくっております、その中で設定しております。

○河野副委員長 禁猟区をですか。禁猟区がない県もあるということをお存じでしょうか。

○森自然環境課長 済みません、存じ上げておりません。

○河野副委員長 県で定める場合に、禁猟区を外すわけにいかんのですか。

○森自然環境課長 鳥獣保護法が鳥獣を保護するためにできているものですから、禁猟区ですとか休猟区を設定するように第10次宮崎県鳥獣保護計画で設定しているところでございます。

○権藤委員 さっき星原委員からも発言がありましたが、新燃につきましてはまだ半月程度ですが、桜島等においては何十年間とか何百年ということがあるわけですね。これに関連して、活火山法という法律が昔はあったと思うんですが、新燃もずっと続いていけば、野菜だけが1億から2億に修正されたりしていますが、それ以外にも適用を受ける例があると思うんです。そういう法律の適用を受けるという部分については、環境の担当というふうに考えていいんですか。内容的にわかっていれば教えてほしいんです。

○十屋委員長 法律があるのかないのかも含めて。

○権藤委員 前はあったんですよ。

○十屋委員長 それが適用されるか。それと担

当所管をお答え願いますか。

○徳永山村・木材振興課長 私もその法律については存じ上げていないんですが、農政のほうでは火山地域への支援策とかいろいろございますので、農林作物についての窓口は農政になるかというふうに考えております。

○榑藤委員 今のあれでいくと、環境じゃなくて農政のほうがわかるんじゃないかという解釈でいいんですか。

○徳永山村・木材振興課長 農作物等への対応等については農政水産部のほうじゃないかということで、環境面についてその法律に規定してあるかどうかはわかりません。

○榑藤委員 昔話で悪いんだけど、30年ほど前は鹿児島とか活火山法の適用を受けていたわけです。その調査に私も行ったことがあるんですが、長期化すると、道路の降灰はもちろんですけど、プールの水をしょっちゅう変えていないと目の病気がはやるとか、今、洗濯機とか雨どいとか大分改善をされましたけど、短い周期でかえないとさびたりして機能しなくなるということがあって、そういう部分については活火山があるところは必ず受けるわけだから、生活費のそういうものについて補助しましょうという精神だったと思うんです。幾らとか何%とかそういうのは全然覚えていませんが、その適用を受けるようになるのかなと端的に思っているわけです。これは環境もあれば農水もある、あるいは法的なものも含めて、県庁内でこれだけ問題になってきて、行って避難している人と握手するのがいいのかもしれないけど、そういうこととは別次元で、ちゃんとした庁内の対策をしてもらわんといかんというふうに思いますので、今後前向きに検討してください。

○十屋委員長 新燃岳の対策本部の中で御意見

を出していただいて、法律の関係があると思いますので、総務のほうでお願いしたいと思いません。委員はよろしいでしょうか。

委員外議員の方で質問があれば。

○丸山議員 新燃岳のことについてお伺いします。私自身も避難勧告を受けた一住民でもありまして、避難していたこともあります。大気汚染について注意報基準とか警戒基準とあるんですが、三宅島では住民が避難をしたということもあったんですが、今持っているハザードマップには、ガスに関する基準の公表が全くないものですから、この辺はどういうふうに考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○橋本環境管理課長 先ほど御説明いたしました大気に関します注意報・警報基準、これにつきましては、大気汚染防止法上定められている基準でございますが、人体に影響があると思われる基準を示されているところでございまして、避難勧告との関係につきましては、私どもではわからないところでございます。先ほど御説明を落としましたけれども、大気汚染の状況につきましては、県庁ホームページで「みやざきの空」というコーナーがございまして、そちらで24時間の測定値を公表させていただいているところでございます。

○丸山議員 昨日から国の内閣府の支援チームが入っていただいております。人体に影響のある、特に二酸化硫黄とか心配な面もありますので、今は火砕流、土石流だけのハザードマップ等考えていますけれども、実際こちらのほうも影響がある可能性もあります。そういった支援のことも頭に入れて、今、内閣府から来ている支援チームと連携しながら、ぜひハザードマップ的なものを早急に検討していただきたいと思っております。要望させていただこうと思

います。

**○橋本環境管理課長** この注意報・警報の内容でございますが、これにつきましては、基本的には余り外出なさらないほうがよろしいでしょうというようなことでございます。不要な外出は控えてください。外出される場合はマスクやゴーグルなどで防護してください。それから、体調が悪くなられた場合は早目に医療機関に行ってくださいというような内容の注意報・警報でございます。

**○丸山議員** 原木シイタケのことについてお伺いしたいんですが、きのう、水間議員、宮原議員と私の3人で被害調査のほうで意見聴取を行ったところ、原木シイタケが非常に大きな影響を受けているということで、出荷できないと。なおかつ今、山の中に据え込んでいるものが立て込みもできないということで、今期のものでなくて、2～3年ひよっとしたら収入がないんじゃないかというような懸念を農家がされております。その辺の実態調査と対策、そして、共済制度がないということで収入が全くゼロになるということですから、救済策と今後の原木シイタケ等に対する支援のあり方をどのように県は考えているのかというのを伺いたしたいと思います。

**○徳永山村・木材振興課長** 春子といたしますが、1月から4月ぐらいまで、今から発生するわけで、今出始めたというところでこのような被害が出ておるわけです。今からピークを迎えて、どれだけの被害額か想像がつかないというような状況にあるんですが、おっしゃるように、救済策につきましては、農業共済のほうに指定作物としてできないかどうかという願いもしているわけですが、生産者に聞いてみますと、こういうことはめったにないものですから、毎年

掛金を掛けてまでという要望は、聞き取りをやったところ、今はないという状況です。今かかっている原木につきましては、きのこ研究センターに持っていきまして、今こまを打っているものがこれ以上菌に影響があるかどうかの調査と、倒しているものについてこれから菌を打って影響があるかどうかについて調査依頼をしているところです。それに基づいて今後対策を打っていこうと思っているんですが、おっしゃるとおり、もしそれが不可能であるという話になれば、2～3年所得が確保できないということもございますので、その辺は今後共済も含めて検討していく必要があると考えております。しかし、灰からいかに守るかということが当面の対策でございますので、今かぶっているものは、まず灰を飛ばしまして、動噴器で洗って、シートをかぶせるという方法で今指導をやっております。それによって菌が出るかどうかを今調査しているところなので、そういうことで当面の対策を打っていきたいというふうに考えております。それに対する対策につきましては、今、国に対して現状と被害状況を報告しまして対策の検討をお願いしておりますし、県においてもその要望を聞きながら、ビニール、動噴器等の要望が非常に多いようございますので、その辺の対策について検討していきたいというふうに考えております。

**○十屋委員長** 以上で環境森林部の質疑を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時56分休憩

---

午前11時0分再開

**○十屋委員長** 委員会を再開いたします。

本日は、高病原性鳥インフルエンザの発生状況及び新燃岳噴火災害対策等について執行部の報告を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくをお願いいたします。

なお、押川農政担当次長は、防疫対応のため対策本部に詰めておりまして、本日欠席いたしておりますので、御了承賜りたいと存じます。それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、高病原性鳥インフルエンザについてであります。1月22日に宮崎市佐土原町で第1例目の発生が確認されて以降、これまでに2市6町で11例の発生が確認されており、殺処分対象の家禽は約94万羽に上っております。面的な広がりはないものの発生が頻発しており、県としても感染経路が判明していない中、非常に厳しい状況にあると認識をいたしております。県といたしましては、高病原性鳥インフルエンザの一刻も早い終息に向け、啓発チラシの配布などを通して、改めて農家段階での防疫強化をお願いするとともに、国、市町村、関係機関・団体、自衛隊などの御支援もいただきながら、防疫対策を徹底してまいりますので、委員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

一方、昨年4月の本県における口蹄疫の発生に伴いまして、我が国は口蹄疫非清浄国となっておりますが、2月5日の国際獣疫事務局（OIE）の科学委員会において、口蹄疫清浄国復帰が承認されたところであります。しかしながら、韓国等アジア周辺諸国では依然として口蹄疫が発生していることから、引き続き防疫対策を徹底してまいります所存でございます。

次に、新燃岳火山災害についてでございます。

1月26日に噴火警戒レベルが2から3に引き上げられ、翌27日には52年ぶりとなる爆発的噴火が発生したところであります。これまでに9回の爆発的噴火が発生し、都城市を初め県内21の市町村で降灰が確認され、一部県民の避難や交通機関の乱れなど、県民生活に大きな影響が出ております。農作物におきましても、降灰の影響により、キャベツやホウレンソウなどの露地野菜、飼料作物などが一部収穫不能となったほか、ビニールハウスの光線透過率の低下に伴う生育への影響が懸念されるなど、2月4日現在で被害面積約1万ヘクタール、被害金額も約2億円を超え、農家経営に大きな打撃を与えております。また、高原町においては一部で家畜の避難が実施されております。県におきましては、1月28日に知事を本部長とする宮崎県新燃岳火山災害対策本部を、また、農政水産部におきましても、同日、私を会長とする新燃岳の火山活動による農作物等被害対策会議を設置し、被害状況の把握や各種情報提供などに努めているところでございます。さらに、国におきましても昨日、本県に、新燃岳の噴火に関する政府支援チームを派遣していただいたところでございます。今後も活発的な噴火活動が続くと予想されており、予断を許さない状況にありますが、国、市町村、関係機関・団体などと連携を図りながら、引き続き万全の体制で対応してまいりますので、委員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんいただきたいと存じます。本日、農政水産部からは3つの項目について報告を予定いたしております。なお、詳細につきましては関係課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

常任委員会資料の1ページをごらんください。本県における高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫措置の状況について御説明いたします。資料につきましては、別紙のカラー刷りの発生状況を整理した地図がございますので、それをごらんいただきたいと思います。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、韓国や国内での発生が続いている状況を踏まえまして、県全体での警戒や養鶏関係者への防疫対策の徹底を進めておりましたが、1月21日に宮崎市佐土原町で鳥インフルエンザを疑う事例の報告がございました。遺伝子検査の結果、翌22日に疑似患畜と確認されたところでありました。また、23日には新富町で第2例目が発生、その後続発いたしまして、現在までに2市6町において11例の発生が見られております。

11例目までの発生農場と防疫措置の状況等につきましては、まず、肉用種鶏農場が1例目と5例目の2カ所で約1万7,000羽、採卵鶏農場が第2例目の1カ所で約6万6,000羽でございましたが、ここは8戸の農家が集まる養鶏団地でありまして、全体で約40万羽を処分しております。また、今回は特に肉用鶏、いわゆるブロイラーの農場における発生が続いておりまして、8カ所の農場で約52万2,000羽でございまして、11例目までの全体で約94万羽を処分したところでございます。

防疫措置につきましては、関係市町や団体等の協力を得るとともに、24日には自衛隊の派遣を要請し、都城の陸上自衛隊の全面的な御協力によりまして迅速な防疫措置に多大な貢献をいただいております。10例目までは昨日までにすべての発生農場で防疫措置が終了いたしまし

て、11例目につきましても、本日中には防疫措置が終了する予定となっております。

発生農場は、図に示しておりますように、宮崎市以北の養鶏農場の多い地域で発生している状況にあります。また、同一地域内で集中して発生するようなことはなく、分散して発生しておりまして、系列会社も異なるということなどから、感染経路の特定も非常に難しく、県内全域で十分な警戒が必要というふうに考えております。

さらに、図の中ほど、第6例目の左側に示しておりますように、西都市ではハヤブサから、また一番上になりますが、第5例目のすぐ近くでオシドリから鳥インフルエンザウイルスが分離されるなど、野鳥での蔓延による養鶏場へのウイルス侵入が危惧される状況にございます。

資料の右下に書いておりますとおり、第1例・2例につきましては1月30日午前零時に、また第3例から6例目につきましては2月4日午前11時に、第7例目につきましては6日の午後4時に、発生農場を中心とした移動制限区域を半径10キロから5キロに縮小したところでございます。しかしながら、第7例目につきましては、2月7日の第11例目の発生により、新たに設定した移動制限区域に多くの地域が入ることになりましたことから、5キロから10キロメートルの搬出制限区域に移行した範囲は図の黄色い部分で示されるとおりとなっております。

これらの制限区域の縮小や卵の出荷特例協議の結果、県内にあります大規模の卵の洗浄選別包装施設、いわゆるGPセンターでございしますが、これはすべて稼働・再開をしております。一方、食鳥処理場につきましては、県下10カ所で年間約1億2,000羽を処理し、全国に出荷販売しておりますが、都城地域を中心に5カ所のみ

が稼働しているだけで、移動制限区域内に入っております5つの処理場はすべて閉鎖中でありまして、今後の影響が懸念されるところでございます。

また、移動制限区域の設定によりまして県北と県南が完全に遮断されることから、移動制限区域の通過、いわゆる通り抜けでございますけれども、この特例協議を行いまして、2月1日から一定の条件のもとで、移動制限区域外の移動制限対象物品について、区域内を通過させて再び区域外に搬出できるような措置を行ったところでございます。

次に、消毒ポイントの設置状況について御説明いたしたいと思っております。地図に記載してありますとおり、本日現在で73カ所の消毒ポイントが稼働しております。裏面には消毒ポイントの所在地等を示しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。国県道の幹線道路を中心といたしまして、ほぼ24時間体制で市町村、団体等の皆様の御協力をいただきながら、動力噴霧器や消毒マット等を利用して、一般車両を含めた消毒を実施しているところでございます。

次に、赤いチラシをごらんいただきたいと思います。本県での鳥インフルエンザの続発を受けまして、先週新たに、もう一度農家の皆様に鶏舎の再点検をお願いするために作成したものでございます。国の疫学調査チームから、防鳥ネットや鶏舎にわずかなすき間のある鶏舎が一部見受けられたこと等の指摘を受けまして、鶏舎の再点検とともに、鶏舎専用の作業着や長靴の着用の徹底、さらにはわき水等を活用している農場への消毒の徹底などを呼びかけますとともに、右下に書いてありますとおり、鳥インフルエンザの症状が疑われる鶏を発見したり、死

亡羽数が増加した場合にはすぐ連絡するようにお願いをするものでございます。また、1月31日からは、100羽以上の飼養農家に対しまして、毎日の死亡羽数を家畜保健衛生所に報告してもらい、異常鶏の早期発見とともに迅速な防疫措置の対応に努めているところでございます。

なお、高病原性鳥インフルエンザの対応状況について、詳細を別冊で配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○紺家畜産試験場長** 畜産試験場におきます高病原性鳥インフルエンザ防疫対策について御説明をいたします。

資料の1ページをお開きください。昨年からの近隣国及び国内での発生、さらには県内での発生を受けまして、現在、畜産試験場では次の項目を重点的に徹底した防疫対策を実施しております。

野鳥等の侵入防止につきましては、防鳥金網、鶏舎すき間等の再点検、鶏舎周辺の草刈りなど環境整備、殺鼠剤の散布などを行っております。

消毒の実施につきましては、鶏舎周辺や作業通路に消石灰を散布し、鶏舎外部や鶏舎エリアのフェンスに消毒薬を噴霧しております。

人の管理につきましては、指定した職員以外には養鶏エリアへ立ち入りを禁止、養鶏エリアに入るときは、入り口の更衣室でシャワー後、専用の作業服と長靴に履きかえて踏み込み消毒後に入場、さらに鶏舎に入るときは、鶏舎専用の長靴に再度履きかえ、踏み込み消毒後作業を開始。他の養鶏場に行った職員は養鶏エリアへの立ち入り禁止の措置を行っております。

車両の管理につきましては、支場、本場に入る車は正門で噴霧消毒を実施、養鶏エリアへは車の進入を禁止の措置を行っております。

飼料等の消毒につきましては、わら飼料は、噴霧消毒後、養鶏エリアの外からタンクへ注入、袋飼料につきましては、搬入時にトラックシートの上から噴霧消毒を行っております。

地頭鶏原種鶏の分散管理状況でございますが、現在、畜産試験場では地頭鶏の原種鶏を494羽飼養しておりまして、危険分散の観点からその一部30羽を本場（高原町）でも飼育しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○井上 営農支援課長** 新燃岳の火山活動による農作物等の被害状況につきまして、営農支援課より報告させていただきます。常任委員会資料2ページをごらんいただきたいと思います。

最初に、火山活動の経過についてであります。1にありますように、1月19日に小規模な噴火がありまして、その後26日から本格的な噴火が始まりまして、現在もなお活発な火山活動が続いているということになっております。このうち、26日には新燃岳の南東方向に当たります北諸県から南那珂地域にかけて、また28日には東方向に当たります西諸県の一部、中部、児湯に至る地域で大量の降灰がありました。降灰量は新燃岳に近い地域ほど多く、例えば北諸地域では少ないところで1センチ、多いところで5センチ、あるいはそれ以上というようなことになっておりまして、各地で農作物等の被害が発生しております。現在もなお北諸県、西諸県地域を中心に降灰が続いておりまして、今後の火山活動、風向きの方角によりましては被害の拡大が懸念されております。

続きまして、被害状況につきまして、4ページをお願いいたします。2月4日現在の被害状況は、被害面積で1万809ヘクタール、被害金額で2億299万円となっております。写真の左は都城市のハウレンソウ、右は日南市のマングーハ

ウスの状況です。

詳細な被害内容につきましては、次の5ページ、農作物等の被害状況をごらんください。表の中ほど野菜（露地）につきましては、ハウレンソウ、千切り大根、キャベツ、白菜を中心に被害が大きく、被害金額1億7,100万円余と全体の約85%に上っております。特に北諸県地域の加工向けを中心としますハウレンソウでは、葉が変色し、出荷できなくなるなどの被害が出ておりまして、7,200万円余の被害となっております。表の下から3番目、飼料作物につきましては、イタリアン、燕麦など8,200ヘクタール余が埋没するなど、2,400万円余の被害となっております。また、表の一番上、野菜等の施設栽培では、ハウスの谷に火山灰が堆積しまして、自動開閉装置の開閉が困難になりましたほか、ビニール等被覆資材の光線透過率の低下によります収量・品質への影響が懸念されております。なお、被害金額につきましては現時点の概数でありまして、今後さらにふえるものと考えております。

次に、資料の2ページにお戻りください。対策の取り組み状況といたしましては、1月28日に農作物等対策会議を設置いたしまして、関係各課・団体等と一体となりまして、被害状況の把握や対策の検討、情報の共有化等に取り組みますとともに、営農相談窓口を各農業改良普及センターに設置したところであります。（3）にありますように、現在、降灰量あるいは降灰の成分分析を進めているところでありますが、今後、降灰マップを作成いたしまして被害対策に活用したいというふうに考えております。

また、3ページを見ていただきまして、（4）の品目別対策や土壌改良マニュアルを作成しまして、県庁ホームページ、あるいは本日の宮日にも掲載いたしましたが、農業者への配布など

を行うとともに、(5)の普及センターによりまず現地指導、要望調査などにも取り組んでいるところでもあります。

資金関係では、(6)にありますように、災害資金等を発動しまして、被害を受けられた農業者を対象として、肥料費等の営農経費を低利で融通したり、施設の復旧に必要な経費を無利子化する措置を講じたところでもあります。

最後に、4、国等への要望等についてであります。資料にありますように、1月29日の民主党鳥フル対策本部岩本副本部長を初めとして、各党、各省庁の関係者の方が来県されておりますが、河野知事より、農作物被害に対し、既存制度による柔軟な対応や新たな制度の創設など、緊急的な支援を講じるようお願いをしているところでもあります。

私からは以上です。

**○宮川農村整備課長** 農村整備課でございます。委員会資料6ページをおおげください。新燃岳の火山活動に伴う災害対策事業につきまして御説明させていただきます。

1にありますとおり、新燃岳の降灰によりまして、農地・農業用施設が甚大な埋没被害を受けたときには、農地農業用施設災害復旧事業によりまして復旧することができるということでございますけれども、特に今回の噴火により農地に灰が堆積しまして、大きな被害が生じているということでございます。現在、市・町や国と連携し、被害が甚大な農地につきましては、この災害復旧事業により対応することで準備を進めているところでございます。

2の新燃岳の降灰災害の状況でございますけれども、5センチ以上の農地埋没状況でございますが、市・町からの聞き取りによりまして、都城市におきましては、市の西側の御池町、夏

尾町、高野町、美川町を中心に約980ヘクタール、高原町につきましては、蒲牟田の狭野地区を中心に300ヘクタールに甚大な埋没被害があるという報告を受けてございます。

3の事業の概要でございますけれども、事業主体は市町村ということになります。事業適用の一定の要件がございます。(2)のアにございますように、農地の降灰による埋没の場合は、降灰の平均厚さが、降灰の粒径が1ミリ以下の場合は2センチ、粒径0.25ミリ以下の場合は5センチ、イにございますとおり、1カ所の工事費が40万円以上などとなっております。そのほか水路の閉塞とか農道の場合にも対応できることになってございます。(3)の補助率でございますけれども、基本は、農地50%、農業用施設65%ですけれども、農家1戸当たりの事業費に応じまして補助率のかさ上げがあります。また、激甚災害に指定された場合はさらに補助率のかさ上げがあるということでございます。過去5年間の状況を見ますと、通常の補助率かさ上げのみの場合、農地76%、施設90%、激甚災害に指定された場合は、農地92%、施設96%ということで、私どもといたしましても、極力地元負担軽減を図るために激甚災害の指定を国に対してお願いしているところでございます。県といたしましては、今後とも市・町や国ともしっかりと連携しながら、速やかな対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

**○十屋委員長** ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。委員の質疑を求めたいと思います。

**○高橋委員** 連日の対応に御苦労さまでございます。宮崎が11例発生をしているものですから、いろんな憶測も出ていまして心配するところで

あります。一つまずお聞きしたいのは、防疫のやり方ですね、マニュアル、手順は全国同じかどうかお聞きします。

○岩崎家畜防疫対策監 防疫の措置・対応等につきましては、国が防疫指針というガイドラインを示しておりまして、それに基づきまして全国統一で実施しているところでございます。

○高橋委員 先ほど畜産試験場における防疫対策の説明をいただいたわけですが、これはガイドラインで示している以上のものかどうかということ、理解をするのでしょうか。

○紺家畜産試験場長 ガイドラインより少し上を行っているものでございます。

○高橋委員 個人の経営者になるとシャワーなんてないと思うので、非常に難しいと思うんです。しかし、これにより近い対応を考えないと鳥インフルの封じ込めが非常に厳しいんじゃないかということをおもいました。これは今後いろいろ検討すべきではと思いますが、11例発生して、それぞれ共通点があったりすると思うんです。例えば飼料がここここは同じとか、出荷先がここここは同じとか、そういう分析はできていると思うんです。それはここではお答えできませんか。

○岩崎家畜防疫対策監 いわゆる面的といえますか、疫学関連での情報につきましては、国の疫学調査チームが11例含めて全部対応しているんですけれども、今の時点で、例えば飼料運搬車が感染させたとか、あるいは死鳥回収業者の関連で横への広がりがあったという報告は受けておりません。あくまでも野鳥、渡り鳥等が11の発生農場の近くでふんをして、野鳥とか野生動物等が鶏舎内に入った事例という形で今のところ整理されています。もちろんこれは国の疫学調査チームの今後の調査結果次第では変わっ

てくるかと思えますけど、現時点ではそういう状況でございます。

○高橋委員 ここでお聞きしたいのは、すべて取引が異なっているということじゃないはずなんです。一部聞くとところによると、ここここは飼料が一緒だとか、そういうところは実際事実としてあるわけですね。

○岩崎家畜防疫対策監 11例中8例はいわゆるインテ、ブロイラーの農家でございます、ブロイラーの場合はインテグレーション化しております、えさあるいは補鳥関係、鶏ふんの処理関係、すべて系列ごとの処理をされております、8例の農場の中では、当然インテグレーションの同一農家、同一傘下農家はございますので、そういう意味で共通のものはございます。

○高橋委員 鶏舎に入る人というのは特定の人です。これから疫学調査チームでいろいろと分析されてそれなりの結果は出ると思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあわせて、気になっている点は、地頭鶏の関係ですね、これは露天飼ひじゃないですか。ここの対策は何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○児玉畜産課長 地頭鶏につきましては、おっしゃるとおり、原則、放飼場で飼っているということで、防鳥ネットは完璧に張るように指導しております。周辺の消毒、そういったものは徹底してやるように指導はしてございます。

○高橋委員 野鳥の可能性が高いという話が先ほど出ているわけですから、野鳥のふんは防鳥ネットじゃ防止できませんね。その辺の対応というのは考えていらっしゃるんですか。

○児玉畜産課長 現状では、防鳥ネットで鳥を近づけないといったような方法しか地頭鶏の場合は……。あとの対策は非常に難しいなという

ふうに考えております。

○高橋委員 消毒ポイントの関係でお尋ねなんですけど、この前からお示しをされていて、今もまだないものですから、私の地元の関係で、ルート220の海岸線と日南高岡線はないわけで、南の串間のほうの59という番号が振ってあるところにマットがあるわけですが、これで大丈夫なんですか。幸いまだ南那珂に鳥インフルは発生していませんが、ちょっと心配なんです。どういう根拠で置いていないのか。

○児玉畜産課長 まず、59に置いておりますのは、鹿児島県での発生もあったということを踏まえまして、宮崎から出さない、鹿児島から持ち込まないという観点で59に置きました。そのほか220号線あたりは置いてないんですけれども、発生農場から220号線とかそちらに行く道路につきましては、発生農場から5キロなり10キロのところで消毒ポイントを置いて、そこで食いとめるというような考え方で消毒ポイントを設置いたしております。

○高橋委員 御存じだと思うんですが、ルート220よりまだ日南高岡線は養鶏があります。人と金が当然要るわけですから大変なんですけど、日南高岡線はいま一度検討していただいたほうがいいかなということは要望しておきたいと思っております。

○福田委員 連日の対策、大変御苦労さまでございます。後、発生しないことを祈るのみであります。続きまして出てまいりました新燃岳の問題であります。私は当初、直接降灰で被害を受けるのは都城地域かなというふうに考えて心配していたんですが、意外と遠い中部沿海地帯、宮崎県のハウスの大集積地帯を襲って来ましたね。衛星写真で見ましても、ほとんど宮崎の中央部のハウス地帯に来ております。私の自

宅の周辺は全部ハウスですから、毎日観察をしているんですが、当初は、大したことないなと思っていたら、中に入りますと、まさしく黒の寒冷紗を被覆材の上に覆ったような感じで、薄暗い状況です。これでは大変なことになるなと思ひまして、今出ている被害金額はそう大きな金額は出ていませんが、恐らくこの金額をかなり上回る金額が出るんじゃないかと。特に本県のハウス園芸は700億ぐらいの出荷額があります。1月、2月、3月が一番のかき入れ時なんです。このときに降灰でやられてしまって、につきもさっちもいなくなってきております。今の資料を見ますと、災害資金の発動等については、まさしく私は適時適切な措置だなと考えておりまして、これあたりの使用についても周知徹底を図りたいと思ひます。また、国のほうから、いろんな予算をかき集めて、本県に降灰対策等について使ってもよろしいという申し出があったやに聞いておるんですが、その辺が詳しくわかればお話を聞きしたいと思ひます。

○郡司農産園芸課長 被害額以上に今後予想される被害の状況、特に施設園芸とか、まだ本圃に作付がされていないたばこであるとか、収穫期は今からですけどお茶の被害、これ等についても今のうちから対策をとることが重要だと思っております。国のほうには、県のほうにも来られる大臣等について知事のほうからもさまざま要請していますし、我々も、調査団が来ましたので、実情を訴えてきたところです。その結果、本日午前中ですけれども、対策を講じるということの発表がなされております。今御指摘のあった園芸施設あるいは農作物等に付着した火山灰の除去に必要な資機材等については、国3分の2の補助で支援を行うと。しかも園芸施設等の除去に必要な資機材については、噴火

が最初にあった日までさかのぼって有効にするという特例も設けられているようですので、この事業をうまく活用する中で、徹底的に園芸施設あるいは火山灰の付着した農作物の洗浄を行っていききたいと。実は、あした、これを受けて市町村とか農協等を集めた会議の実施を予定しているところでもあります。以上です。

**○福田委員** そういう話が行政当局から出ておりました、非常に関係者の皆さん方は喜んでおられるわけでありまして。これは現状に対する対策ですね。

もう一つ、これは期間の定めのない降灰でありますから、どこまで継続するかわかりません。本県においては、降灰対策は、桜島の関係で一部串間あたりが入っておりましたね。それ以外はほとんど経験がありません。隣県の鹿児島は相当なノウハウを持っていると思います。今度考えられますのは、もちろん露地野菜も、これはもろですから当然であります、施設野菜、お茶、この辺からいろんな生産者の意見を聞いてみますと、まず、施設野菜につきましては、宮崎県はほとんど通常の被覆材を使っています、防じん対策を施した、いわゆる普通ビニールに防じん対策をコーティングしたものがほとんど使われていない。当然ですね、高いですから、必要なわけですから。ことしはかぶっていないわけですが、来年度以降被覆することになれば、被覆材で3割ぐらいのコストアップだと。この辺の対策等についても先輩県の、先輩というとおかしいんですが、鹿児島等のノウハウを調査されまして、ぜひ対策を講じてもらいたいということが1点。

それから、お茶は、本県は全国的にも生産の上位県であります。従前は新茶を摘み取ってすぐ加工できたんですが、一回生葉で洗浄しなく

てはいけません。その洗浄の施設等も鹿児島はあるそうですね、降灰対策をずっとやっていたから。宮崎県はほとんどない。これもかなりの施設がかかるということでもありますから、ぜひ新年度、骨格で進まれると思いますが、早い時期にそういう対策等も手当てをしていただきたいなど、こういうふうにご検討して、現状の対策と来年度に向かった対策を早目に農政水産部としては対応いただきたいと考えておりますが、その辺の考え方についてお聞きしたいと思います。

**○郡司農産園芸課長** すぐやらなければならない対策については先ほど述べたようなことなんですけれども、長期的に降灰が続く可能性も否定できない状況の中で、桜島対策としてやっております活動火山周辺地域防災営農対策の新燃岳バージョンを考えなければならないというふうにご検討しております。これには内閣総理大臣による避難施設緊急整備地域の指定というのが前提になります。その指定を受けて、県で防災営農施設整備計画に基づく対策を打つということになると思いますが、防じんフィルム等については、雲仙普賢岳のときにかかり増し経費を助成したという経緯がございますし、お茶についても大変厳しい状況だというふうにご検討しておりますけれども、全国4位のお茶の産地でございます。何とか救う道に関係者とともに検討していく必要があるというふうにご検討しているところです。

**○福田委員** 気苦労の多い農政水産部であります、ぜひ早目早目の対策を打って本県の農業を守っていただきたいと思っております。大変御苦労さまです。

**○徳重委員** 農政水産部におかれましては、口蹄疫、鳥インフルという形の中で大変な御苦労

をいただいていることには感謝を申し上げ、敬意を表したいと思っておりますが、余りにも宮崎がこのような形で、だれのしわざかわかりませんが、残念至極であります。ところで、この鳥インフルのウイルス、H5型ウイルスなのか私よくわかりませんが、宮崎県の11例のウイルスがどういう型なのか、それと県外で4例ありますね、そのウイルスの型と一緒になのか、教えていただきたいと思えます。

**○岩崎家畜防疫対策監** 養鶏の関係は昨年12月の島根県から発生しておりまして、本県の9例、10例、11例はまだ判明しておりませんが、野鳥含めてすべてH5N1という強毒タイプのウイルスということで報告されてございます。

**○徳重委員** ほかの県のも宮崎県のものと同じということで理解していいわけですか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 全部一緒ということですよ。

**○徳重委員** そこで、鹿児島県が一番先に入ったと思いますが、その後もう1カ所入ったという話は報道されているわけですが、今の段階ではとまっていると。ほかの県も1例でとまったということですよ。そう考えますときに、今回の宮崎県の鳥インフルがこのような形で全県下に蔓延してしまったということに対して——これは皆さん方の努力が足らなかったということをおっしゃっているんじゃないんです——何か原因があるんじゃないかと。どう考えても理解できない、そういう気がしてならないんです。精いっぱいやっていたらいいことはわかるんです。そのことについて部長の考え方をお聞きしておきたいと思えます。

**○高島農政水産部長** 本県だけが11例目と、他の県は1例でとどまっていると。昨日も国の防

疫のメンバーの方たちとの意見交換もして、本県だけ劣っているようなところがあるんでしょうかというのをお聞きしたんですが、そう大きく違っているというようなお話はございませんでした。これはまだわかりませんが、疫学チームが詳細に結論を出してくるんだろうと思いますが、いずれにしても鳥が本県には多いのかなとか、いろいろ推測はしているところでございます。もう少しお時間をいただかないと最終的な原因というのはわからないんじゃないかと、そのように思っておるところです。

**○徳重委員** 防鳥ネットということがずっと言われてきました。11例の中で、防鳥ネットによる感染じゃないかと、穴があいていたりいろいろした、そのことで感染した例は、何例かあるものですか。防鳥ネットが破れていたり、穴があいていたり、これには書いてあるんですけど、11例の中で何カ所かありますか。

**○岩崎家畜防疫対策監** すべてに疫学チームがまだ入っておりませんので、すべての報告は受けておりませんが、少なくとも1例目から7例目の中で、防鳥ネットの破れで感染したということは報告されておりましたが、破れがあった事実はございます。

**○徳重委員** 養鶏経営者の皆さん方は、その点についてはしっかりと防鳥ネットを張っていらっしゃる方が多いと聞いておりまして、ここにも出ておりますが、ネズミ対策ということが大事じゃないかというのを新聞紙上でも幾つも拝見しております。死んだ鳥、ふん、そういったもの、あるいは残渣なんかをカラスその他の野鳥がほじくってしまう。それを食べに来るネズミやイタチが地下を通っていく。あるいは地下からでもネズミは入ってきますね。そういったことで、これがやっぱり大きな原因じゃなか

ろうかなという気がするんですが、対策監、どう思われますか。

**○岩崎家畜防疫対策監** 先ほどもちょっとお話ししましたが、今、1例目から6例目までの調査結果のポイントの中間的な報告はされております。一つは防鳥ネットの破れが見られた、もう一つは、ネズミ等が通る穴の存在があったということ、それから、わき水とか川の水を使った場合の未消毒の飲用水の使用等々が言われておりますけれども、これも中間報告ということでございまして、これがイコール感染原因ということは報告されておられません、委員の言われましたネズミについては、可能性としては否定できないんじゃないかというふうに考えております。

**○徳重委員** ネズミについてはしっかりとした防御対策をぜひひとつ考えていただきたいと、このように思っております。

それと、新燃岳の灰の問題ですが、畑にも積もっているところは5センチ以上、全面にあるわけですから、これからの作付、作物に対する影響というのはどんなものかなど、大変な被害が出てくるんじゃないか、作付しても収穫が十分できないんじゃないかと思っております。今の段階でわかっている範囲内で、作付した作物が順調に育つものかどうか、教えてください。

**○井上営農支援課長** どういった灰が降ったかということにつきまして、現在、普及センター、試験場のほうでサンプルを採取してそれぞれ分析しております。今現在わかっている状況ですけれども、例えば都城あたりに降っているもので特に粒の大きいもの、これはれきが非常に多くなっておりまして、これを分析しますと、火山灰の、ペーハーと言いますけれども、酸度を見ると5なり6、いわゆる中性に近いようなもの

のになっております。したがって、これについてはすき込んでもさほど影響はないだろうと見ています。一方で、28日に降りました灰のうち、特に西諸方面に降った灰につきましては、粒子の細かい本当の火山灰になっております。これを分析してみますと、ペーハーが4ということで酸性が強いものになっております。したがって、こちらのほうについては、すき込む場合については石灰を入れて酸度の調整をしてやる、そういったことが必要になってくるというふうに考えております。いずれにしても、都城のほうもそうですけど、大量の灰をすき込むとよろしくありませんので、基本的には、3センチ以上積もっている場合には、除去していただいて、その上ですき込む。その場合にもできるだけ深く、あるいは堆肥を十分入れて耕起していただくということが重要になってくるかと思えます。なお、この辺については、今、技術的な資料について普及センターのほうに送ってあります。もちろん農家のほうにもこういうふうにやってくださいという情報は行きましますけれども、詳しい技術的な指導が必要な場合には普及センターのほうに連絡していただければいいかというふうに考えております。

**○徳重委員** 鹿児島は、桜島がずっと噴火してきましたし、そのことによって作物の選定その他がなされているでしょう。宮崎はそういった経験がないわけですから、ぜひひとつ試験場でも、この状況の中でどうしたら耕作ができるようになるのか、いい作物がつかれるのか、そういった研究をこの際やっていただきたい。これがすぐ終わるという約束はないわけです。ずっと続くかもしれない。1年か1年半で終わると。終わってほしいんですが、これから続くということになると、将来に向けての農家の意欲とい

うのが全くなくなってしまうということもありますので、早急にやっていただきたいと思っております。

**○串間総合農業試験場長** 先ほどお話がありましたとおり、普及センターからの収集物なり試験場が独自に回収した数十点の分析結果は、先ほど営農支援課長が申したとおりでございます。さらに現在、水稻の種も既に浸出しております、ポット試験等で灰を持ち込んで影響を見るあるいは対策試験をする、そういう品目別に各部連携して準備作業中であります。なお、都城にあります国の試験場、都城が研究拠点ですが、九州沖縄農業研究センター、そことも連携して役割分担等も検討しております。以上でございます。

**○榎藤委員** 6 ページで国の補助率その他が説明してあるんですけど、先ほど口頭で3分の2という回答があったということも含めて、まだ2週間程度の話ですからやむを得ないというふうに思うんですけども、我々としては、例えば激甚の条件は何なのかとかそういったこと等について、かさ上げがあるという米印があるんですが、それにはいろんな条件もあるのかなというふうに思いますので、以後の常任委員会ではこれについてはもう少しわかりやすく説明をしていただきたい。例えばこういう基準になったらかさ上げがありますよとか、あるいは、宮崎県が国に対してもっとこうしてくださいという要望活動をすればかさ上げがあるのか、そういったことについて、この資料だけでは聞いても余りわからんような気もしますから、それを工夫して御一考いただいてまた説明をいただければと。これは要望でいいかなと思います。

**○十屋委員長** 次のときに資料を出していただいて御説明をお願いします。それでよろしいか

と思います。榎藤委員、それでいいですね。

**○榎藤委員** はい。これで議論しても私もわからない。

**○緒嶋委員** 畜産試験場による高病原性鳥インフルエンザ防疫対策、これはすばらしいことですが、できるだけ養鶏農家がこれと同じようなことをやるような指導とかお願いをしなければだめじゃないかと思うんです。これぐらいやれば何とかなる。ふえてはいかんけれども、11例がまだふえる可能性もある。それをしてもふえるかもわからんわけですので、できることは何でもやると。県の職員、市町村、民間団体、JAも含めてみんなが大変な苦勞をしておるわけですから。もうこれ以上出しちゃいかん。特に宮崎県は11例も出しておるわけですので、これ以上出しちゃいかんと、みんながそういうような気持ちで努力しなけりゃどうにもならんと。その上では、やはり鶏を飼っておる人たちが一番この対策を立てなきゃ、ほかの県民は対策の立てようがないわけです。だから、鶏を飼っておる人たちに対してどういう対策が立てられるか。試験場がやっておるようなことを全部の養鶏農家もやってもらう。それぐらいのことじゃないと、原因もわからんわけですので、可能性のある対策はすべてやると、そういう視点から進めなければ対策にならんんじゃないかという気がするんです。そのためにはある意味では県も支援を強力にやる。それぐらいいかんと、宮崎県は、対策の立てようがありませんということ以外言えないようになるんじゃないかという気がしてなるんですが、このあたり農政水産部長どう思われますか。

**○高島農政水産部長** まず、基本は飼養衛生管理基準、最低限これをきちんと守っていただきたい。これができていないところが実際あって

いるわけでございます。シャワー室をつくるとかそこあたりは難しいところもございりますが、基本的な事項をきっちりやっていただく。これをまず農家の方々をお願いしたい。そういうことでこういう赤いチラシをつくっているということで、余力があればそれにプラスアルファということにもなろうかと思いますが、基本的な事項がまず大事であろうと。これを徹底してやっていただくという形でまずは進めていきたいと、そのように思っております。

○緒嶋委員 この「緊急、もう一度鶏舎の点検を」と。点検を本当に十分されておるかどうかがチェックというか、それぞれの鶏舎を同じ人が見回るといことは危険でありますけれども、これを徹底して、経営者以外の方が客観的な視点も含めて鶏舎の点検をやると、そういう体制は十分なされておるわけですか。

○岩崎家畜防疫対策監 実際今、家畜防疫員につきましては、防疫作業に忙殺されております。本来であれば、家畜防疫員がみずから行って、約1,000戸ございまして養鶏農家を全部巡回して、先ほど部長が申しあげました飼養衛生管理基準の50項目のチェックをすべきところなんですけれども、今、防疫措置のほうに追われておまして、現状は、2月18日までに市町村の職員の方を中心に、これは第三者ですので、市町村の方をお願いして全戸調査する計画で今巡回をしているところでございます。

○緒嶋委員 それをできるだけ早くやって、体制は十分やっておるという中で、鳥インフルの伝染のほうで検討委員会が結論が出れば、それを含めてまたさらに強化するということがいかなければ、年行事としてこういう対策をやるようなことでは、県の行政そのものが麻痺してしまう。年じゅう、口蹄疫、鳥インフル、また

新燃まで出れば、行政は何をしておるのかと、対策だけで行政が何らめぐっていないんじゃないかということになると、宮崎県の発展そのものも考えられないわけです。少なくともこの伝染病というようなものだけは何としても発生しないようにする。新燃はいたし方ないわけですので、事後対策でやむを得ん面もありますけれども、この病気が出ないような、そして皆さん方が県勢発展のために働けるような体制を早くつくらなければ、宮崎県はそれじゃなくても厳しい。農政はTPPという問題も出てきております。そういうことも含めると、農業そのものが宮崎県ではやっていけないということになるおそれもあると私は危惧しております。絶対出さない、宮崎県はそういう意味では今までの苦労が生かされたと、そういう県に早くなるように全力を挙げてやってほしいというふうに要望しておきます。

○星原委員 今、緒嶋委員のほうから出たんですが、私はこれがいつできたのかわからないんですが、韓国で口蹄疫も鳥インフルも発生している状況で、話を聞いていると、今、処理のほうに追われているわけですね。口蹄疫のときもそうだったんですが、先手先手で、よそで起きたときは自分のところと同じ考え方でいかないと、これは皆さん方がどうかじゃないんですね、全畜産農家、農家の人たちが自分の鶏舎、牛舎を守るという、その辺の徹底をどうしたらいいのかというのが一番基本かなと常々思うんです。今、農家の人たちは大変なんです、我々もそれは完全にわかるんですが、地域の経済に影響して、商工業の人たちまでみんな巻き込んで非常に苦労させられている。厳しい状況に置かれている。そういう人たちまで巻き込むわけですから、起きてからの問題もそうですが、日

常の中でどうやっていくか。これからも毎年同じことが起きてくる可能性があるわけですから、その辺の徹底したやり方を、地域ごとにいろいろな関係ごとに末端までおろしていかないと、いろいろやられていても、そのことが守られているかどうか最終的には——守っていればそういうことにはならないんだろうと思うんですけども、その辺の徹底の仕方をどうさせるかというのは一方で考えていくべきじゃないかと思えます。大変でしょうが、今はその処理のほうにあれなんでしょうけれども、常々の中に防疫に対するちゃんとした形をもう一回考えていってほしいというふうに要望しておきます。

**○十屋委員長** 予定の時間が参りましたので、委員外議員の皆さんの質問もあったかと思えますが、これで委員会を終了したいと思います。

(「1点だけちょっと」と呼ぶ者あり)

**○水間議員** 今いろいろお話を聞かせていただいたんですが、農作物の被害やいろいろ出ているんです。一番大事なのは、成分分析を早くしていただいて、その中で、いわゆる健康被害です。今、御池小学校の子供たちもあの降灰の中、マスクをしながら学校に行っていたりすることを考えますと、どういうことが人体に悪いのか、早いうちに成分分析をちゃんとやって、健康が一番大事です、農作物も大事です、畜産の牛・馬も大事ですが、健康を先にひとつ考えていただくようなシステムをお願いしたい。私はそう思うんですが、何かもしあれば一言でもお聞かせいただきたいんですけど。

**○十屋委員長** 対策本部の中で御意見を出していただいて、健康になりますと所管は福祉保健部になると思いますので、部長のほうから新燃岳の対策会議の中で、健康について……。

**○水間議員** 今、委員長がお答えいただきまし

たからもういいですが、そういうことで健康の被害にならないようにひとつ十分配慮していただきたいと要望します。

**○十屋委員長** 出していただけるように私からもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、執行部の皆様どうもお疲れさまでした。

これで委員会を終了いたします。

午後0時2分閉会